

独立行政法人教職員支援機構役員退職手当支給規程

平成 29 年 4 月 1 日
教職員支援機構規程第 9 号

改正 平成29規7

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 50 条の 2 第 2 項規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構の理事長、理事及び監事（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）が退職（死亡した場合及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職の日におけるその者の本給月額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第 3 条の 2 第 1 項及び第 4 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間及び役職別期間の計算)

第 3 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1 月と計算するものとする。

2 前条第 1 項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に 1 月を減ずるものとする。

3 前 2 項の規定による在職期間のうちに、心身故障のため、長期の休養を要する場合又は刑事事件に関し起訴された場合における休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職等を除く。）その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前 2 項の規定により計算した
在職期間から除算する。

(在職期間の計算等の特例)

第 3 条の 2 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国

家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員の在職期間の終期までの期間は、役員として引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条第1項ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるために退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、第1条の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条第1項の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

（再任等の場合の取扱い）

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支給）

第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を業績勘案率が決定した日以後遅滞なく直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に現金で支給する。ただし、役員が通則法第23条第2項又は第3項の規定により解任されたとき（同条第2項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0として算出する退職手当の額以内の額（以下この条において「暫定退職手当額」という。）を役員の退職の日以後支給することができる。
- 3 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この項において「決定支給額」という。）の内払いとみなし、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

- 4 退職手当は、予算その他の特別な事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。
- 5 役員が退職手当の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職手当の返納等の取扱い)

第6条 退職手当の返納等の取扱いについては、独立行政法人教職員支援機構退職給与規程の例に準ずるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第5条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの
- 2 前項第2号及び第3号の規定中父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第8条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 役員を故意に死亡させた者
- 二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第10条 退職手当の支給手続その他、この規程の実施に必要な事項は、退手法の例に準じて、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人教員研修センター役員退職手当規程（教員研修センター規程第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。